社会福祉法人福寿会が経営する

指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所運営規程

第一章　事業の目的及び運営方針

(事業の目的)

第一条　社会福祉法人福寿会が経営する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や職員が要介護状態等にある高齢者に対し、適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第二条　介護予防特定施設入居者生活介護サービスは、介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会及び日常生活上の便宜の供与、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

２　介護予防特定施設入居者生活介護サービスは、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供するよう努める。

３　介護予防特定施設入居者生活介護サービスは、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、提供した介護予防指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

(介護予防特定施設入居者生活介護サービスの名称)

第三条　介護予防特定施設入居者生活介護サービスの名称及び所在地は、次のとおりとする。

施設名	軽費老人ホーム　ケアハウス剣崎
所在地	白山市剣崎町１４８８番地

第二章　職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種、人員数及び職務内容)

第四条 介護予防特定施設入居者生活介護サービスに勤務する職員の職種、及び員数は次のとおりとする。指定介護予防サービスと指定特定入居者生活介護サービスの指定を併せて受け、一体的に運営されるため、指定介護予防サービスと指定特定入居者生活介護サービスについての基準を満たすものとする。

職　　種

１．管理者	１人
２．生活相談員	１人以上
３．介護職員	１７人以上
４．看護職員	２人以上
５．栄養士	１人
６．機能訓練指導員	１人以上
７．介護支援専門員	１人以上
８．事務員	１人

※上記の職員数は国の配置基準を満たした法人独自の基準である。

２　職員の職務内容は次のとおりとする。

一　管理者

専ら介護予防特定施設入居者生活介護サービスの職務に従事する常勤の者で職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い職員に必要な指揮命令を行う。

二　生活相談員

管理者の指示を受け、入居者の生活・処遇相談、生活・行動プログラムの作成・レクリエーション等の計画・指導、市町村等及びボランティアとの連携を行う。

三　介護職員

管理者の指示を受け、入居者の病状、心身の状況等の把握に努め介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画に基づき必要な介護業務を行う。

四　看護職員

管理者の指示を受け、入居者の病状、心身の状況等の把握に努め介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画に基づき必要な看護業務を行う。

五　栄養士

管理者の指示を受け、入居者の病状、心身の状況等の把握に努め食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行う。

六　機能訓練指導員

管理者の指示を受け、介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画に基づき入居者が日常生活を営む上で必要な機能の改善やその低下を防止するための訓練を行う。

七　介護支援専門員

管理者の指示を受け、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるようにするための介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画の作成等を行う。

八　事務員　　管理者の指示を受け、必要な事務を行う。

第三章　入居者の定員

(入居定員及び居室数)

第五条　介護予防特定施設入居者生活介護サービスの入居者の定員は、次のとおりとする。

施設名	軽費老人ホーム　ケアハウス剣崎
定　員	５０人
居室数	個室４７室・２人部屋３室（一時介護室１室）

(定員の尊守)

第六条　災害その他やむを得ない事情を除き、入居者定員及び居室の定員を越えて入居させない。

第四章　入居者に対する介護予防特定施設入居者生活介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第七条　介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供に際し、入居申込者又は家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、提供開始について同意を得る。

(入退居)

第八条　身体上又は精神上著しい障害があるために常時、介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供する。

２　居室が空いていない場合、入居の必要が無い場合等、正当な理由なく介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供を拒否しない。

３　入居申込者が入院治療を必要とする場合に、自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

４　入居申込に際しては、居宅介護支援事業者の照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

５　入居者について、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で協議する。

６　入居者について、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められた場合に入居者及び家族の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のための必要な援助を行う。

７　入居者の退居に際しては居宅サービス計画作成等の援助のために、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第九条　入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。

2　要介護認定の更新の申請が遅くとも要介護認定の有効期間の満了日 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

(介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画の作成)

第十条　管理者は、介護支援専門員に介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

2　介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めるよう努めるものとする。

3　計画担当介護支援専門員は、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。

4　計画担当介護支援専門員は、解決すべき課題の把握に当たっては、入居者及び家族に面接し、十分に説明し、理解を得なければならない。

5　計画担当介護専門員は、入居者の希望及び解決すべき課題の把握に基づき、入居者及び家族の生活に対する意向を勘案し、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題につき、介護予防特定施設入居者生活介護サービスの目標及びその達成時期、内容、提供する上での留意事項等を記載した介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画の原案を作成する。

6　計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議で介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画について担当者から、意見を求め作成し、入居者に対して説明し、文書により介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画を作成し入居者の同意を得たうえで入居者に交付する。

7　計画担当介護支援専門員は、介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画の実施状況の把握及び解決すべき課題の把握に当たっては、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行い、必要に応じて変更を行う。

①定期的に入居者に面接する。

②定期的に実施状況の把握の結果を記録する。

8　計画担当介護支援専門員は、入居者が要介護更新認定、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議により、介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画の変更するものとする。

9　計画担当介護支援専門員は、介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画に関する業務のほか、入居者の退居に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供する等の業務を行う。

(介護予防特定施設入居者生活介護サービスの取扱方針)

第十一条　入居者について、要介護状態の軽減又は重度化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、その者の便宜供与を適切に行う為、介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供には次のことに配慮する。

（１）漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

（２）入居者又は家族に対し、便宜供与上必要な事項について懇切丁寧を旨とし、理解しやすいように説明を行う。

（３）当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他入居者の行動制限を行わない。なお、緊急やむを得ず行う場合には、その態様及び時間、その際入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（４）自ら提供するサービスの質の評価を行い、常に改善を図る。

(介護)

第十二条　介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

２　１週間に２回以上、適切な方法により、入居者の入浴又は清拭を行う。

３　心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

４　おむつを使用している入居者のおむつの取り替え介護を適切に行う。

５　入居者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

６　常時１人以上の常勤介護職員を介護に従事させる。

７　入居者に対し、職員以外の者による介護を受けさせない。

８　褥瘡が発生しないよう適切な介護をおこなうとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。

(食事の提供)

第十三条　食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、次の時間に提供する。

（１）　朝　食　午前８時00分～午前９時00分

（２）　昼　食　午前12時00分～午後１時00分

（３）　夕　食　午後６時00分～午後７時00分

２　入居者の自立支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行う。

(相談及び援助)

第十四条　常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は家族に対し、相談に応じるとともに必要な助言及び援助を行う。

(社会生活上の便宜の供与等)

第十五条　教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。

２　入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又は家族において行うことが困難な場合は同意を得て代行する。

３　常に、入居者の家族との連携を図るとともに入居者と家族との交流等の機会の確保に努める。

4　入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第十六条　入居者に対し、心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその低下を防止するための運動訓練を行う。

(健康管理)

第十七条　看護職員は、常に入居者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採る。

(入居者の入院期間中の取扱)

第十八条　入居者が、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね 3 月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及び家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともにやむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるようにする。

(利用料等の受領)

第十九条　法定代理受領サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して支払いを受ける。

2　法定代理受領サービスに該当しない介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と介護予防特定施設入居者生活介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。

3　前 2 項の支払を受けるほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

(1)　入居者が選定する特別な食事（厚生労働大臣が定める特別食を除く。）

一食当たり　実費

(2)　おむつ使用料　実費

(3)　その他　実費

4　前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又は家族に対し説明を行い同意を得る。

(ハラスメント等行為への対応)

第二十条　事業者は、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえ、職場におけるハラスメント及び利用者又はその家族等によるカスタマーハラスメントを防止し、職員及び利用者の安全な環境を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

（1）職場におけるハラスメント及びカスタマーハラスメントの防止に関する方針の規程等への明記、並びに職員、利用者及びその家族等に対する周知・啓発

（2）ハラスメントに関する職員からの相談に応じ、適切かつ迅速に対処するための相談体制の構築

（3）カスタマーハラスメント発生時における職員の安全確保及び心身の保護の最優先化、並びに不当な要求や暴言等に対する組織的な対処の徹底

（4）著しいハラスメント行為に対するサービス提供の一時停止若しくは契約解除、及び警察・弁護士等外部専門機関と連携した適切な対処

（5）その他、ハラスメントの防止及び健全な就業・利用環境の維持に必要な措置

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第二十一条　法定代理受領サービスに該当しない介護予防特定施設入居者生活介護サービスに係る費用の支払を受けた場合はその提供したサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

第五章　介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第二十二条　入居者は、管理者や生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員などの支援による日課を励行し、施設内の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第二十三条　入居者が、外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

(健康保持)

第二十四条　入居者は健康に留意するとともに施設で行う健康診査は特別な理由がない限り受診する。

(衛生保持)

第二十五条　入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力する。

(禁止行為)

第二十六条　入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

（１）宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

（２）けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。

（３）施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

（４）指定した場所以外で火気を用いること。

（５）故意に施設若しくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

第六章　非常災害対策

(非常時対策)

第二十七条　感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を行う。

（１）感染症　　予防及びまん延防止のための職員に対する研修及び訓練の実施

（２）非常災害　緊急事態に備え関係機関や地域住民との連絡を密にし消防計画等に基づく訓練の実施

（３）その他　　非常時対策のために必要な措置法人における諸計画による訓練等の実施、指針整備等。

第七章　その他介護予防特定施設入居者生活介護サービスの運営に関する重要事項

(入居者に関する市町村への通知)

第二十八条　入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

（１）正当な理由なしに介護予防特定施設入居者生活介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

（２）偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保と質の向上)

第二十九条　入居者に対し、適切な介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を別に定める。

２　施設の職員によって介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供する。

３　職員に対し、資質の向上のため、ｅラ-ニングの活用等、年間研修計画を立て機会を確保します。

（１)採用時研修　　採用後１か月以内

（２)介護に直接携わる職員へ認知症介護基礎研修の受講

（３)初任職員・中堅職員等の継続研修（法人内研修含む）

（４)「ハラスメント防止研修(カスハラ対策含む)」

(衛生管理等)

第三十条　入居者の使用する食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

(感染症対策体制)

第三十一条　当該施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延のための対策を検討する委員会を１月に１回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図る。介護職員その他の職員に対し感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止のための指針を作成し研修を定期的に実施する。また、その他の感染症又は食中毒が疑われる際も手順に沿った対応を行う。

(緊急時における対応方法)

第三十一条の２　施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(協力病院等)

第三十二条　　入院を必要とする入居者のための協力病院は次のとおりである。

協力病院	公立松任石川中央病院 白山市倉光３丁目８番地
協力病院	新村病院 白山市月橋町７７２番地１２
協力歯科医院	なりのぼう歯科口腔外科クリニック 白山市北安田西１丁目１９

(掲示)

第三十三条　施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、協力歯科医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持)

第三十四条　職員は、正当な理由もなく、その業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らさない。

2　職員であった者が、正当な理由もなく、その業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

3　居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

(広告)

第三十五条　虚偽又は誇大な広告をしない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第三十六条　居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に介護予防特定施設入居者生活介護サービスを紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益供与をしない。

2　居宅介護支援事業者又はその職員から、介護予防特定施設入居者生活介護サービスからの退居者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益供与をしない。

(苦情処理)

第三十七条　介護予防特定施設入居者生活介護サービスに関する入居者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対処するため苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置する。また苦情の内容等を記録する。

（1）　窓　口

介護予防特定施設入居者生活介護サービスの生活相談員による受付

2　介護予防特定施設入居者生活介護サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは紹介に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3　介護予防特定施設入居者生活介護サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（虐待防止に向けた体制等）

第三十八条　管理者は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

2 当事業所では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は管理者とする。

3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システム等を用いて実施する。

4　職員は年2回以上、テレビ会議システム等を用いて虐待発生の防止に向けた研修を受講します。

5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに白山市役所等関係者に報告を行い、事実確認のために協力します。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、白山市役所等関係者に報告を行い、再発防止に努めていきます。

(地域との連携)

第三十九条　介護予防特定施設入居者生活介護サービスの運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を行う。

(事故発生防止)

第四十条　事故が発生した時、又はそれに至る危険性がある事故が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業員に周知徹底する体制を整備する。事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業員に対する研修を定期的に行う。

(事故発生時の対応)

第四十一条　介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

2　介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償の対応を速やかに行う。

(記録の整備)

第四十二条　職員、施設、設備構造、会計、介護予防特定施設入居者生活介護サービス計画書、診療記録及びその他のサービスに係る記録並びに市町村への通知に係る記録等に関する諸記録を整備する。

2　入居者に対する介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供に関する諸記録等を整備し、その完結の日から５年間保存する。

(その他運営についての留意事項)

第四十三条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は別に定めるものとする。

附則　　この規程は、平成１８年４月１日から施行する。
附則　　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。
附則　　この規程は、平成２７年１月１日から施行する。
附則　　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。
附則　　この規程は、平成３０年５月１日から適用する。（平成３０年６月６日承認）
附則　　この規程は、平成３０年１０月１日から適用する。（平成３０年１２月６日承認）
附則　　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。（平成３１年３月１５日承認）
附則　　この規程は、令和２年１２月１日から適用する。（令和２年１２月４日承認）
附則　　この規程は、令和３年　４月１日から適用する。（令和３年６月２４日承認）
附則　　この規程は、令和３年１０月１日から施行する。（令和３年９月１５日承認）

附則　　この規程は、令和６年７月１日から適用する。（令和６年９月２０日承認）

附則　　この規程は、令和８年１０月１日から施行する。（令和８年９月１５日承認）